

人口減少対策調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に委員 12 人以内をもって構成する人口減少対策調査特別委員会を設置する。
- 2 議会は、人口減少対策調査特別委員会に対し、次の事件を付託する。
 - (1) 人口社会減対策等に関する調査
 - (2) 少子化対策と子育て支援等に関する調査
- 3 人口減少対策調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。